

表 2.2.1(1) 平成 19 年度の測定結果の概要(一般環境大気測定局)

測定局	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)			
	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	
						長期	短期
ppm	ppm	長期	mg/m ³	mg/m ³	長期	短期	
旧済美小学校	0.022	0.044	○	0.031	0.076	○	×
此花区役所	0.026	0.047	○	0.032	0.066	○	×
平尾小学校	0.025	0.048	○	0.038	0.096	×	×
淀中学校	0.023	0.043	○	0.026	0.065	○	×
淀川区役所	0.024	0.045	○	0.025	0.066	○	×
勝山中学校	0.023	0.047	○	0.031	0.087	○	×
大宮中学校	0.023	0.047	○	0.025	0.066	○	×
聖賢小学校	0.023	0.046	○	0.025	0.067	○	×
清江小学校	0.023	0.045	○	0.031	0.081	○	×
摂陽中学校	0.023	0.044	○	0.025	0.069	○	×
今宮中学校	0.027	0.050	○	0.031	0.078	○	×
堀江小学校	0.025	0.049	○	0.032	0.076	○	×
茨田北小学校	—	—	—	0.033	0.077	○	×
難波中学校	—	—	—	—	—	—	—
南港中央公園	0.028	0.050	○	0.033	0.078	○	×
市内平均	0.024	—	13/13	0.033	—	13/14	0/14

注 1) 環境基準達成状況において、「長期」は長期的評価による環境基準の達成状況を、「短期」は短期的評価による環境基準の達成状況を示している。(○達成 ×未達成)

2) 昼間とは5時から20時までの時間帯を指し、自動測定機による1時間値は6時から20時のデータである。

表 2.2.1(2) 平成 19 年度の測定結果の概要(自動車排出ガス測定局)

測定局	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)			
	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	
						長期	短期
ppm	ppm	長期	mg/m ³	mg/m ³	長期	短期	
梅田新道	0.032	0.056	○	0.036	0.083	○	×
出来島小学校	0.032	0.056	○	0.028	0.078	○	×
北粉浜小学校	0.033	0.055	○	0.032	0.084	○	×
杭全町交差点	0.034	0.055	○	0.027	0.068	○	×
新森小路小学校	0.036	0.061	×	0.034	0.085	×	×
海老江西小学校	0.028	0.051	○	0.026	0.070	○	×
今里交差点	0.037	0.063	×	0.036	0.081	○	×
上新庄交差点	0.030	0.053	○	—	—	—	—
住之江交差点	0.034	0.056	○	—	—	—	—
茨田中学校	0.032	0.055	○	0.031	0.078	○	×
我孫子中学校	0.025	0.043	○	0.035	0.077	○	×
市内平均	0.032	—	9/11	0.032	—	8/9	0/9

注) 環境基準達成状況において、「長期」は長期的評価による環境基準の達成状況を、「短期」は短期的評価による環境基準の達成状況を示している。(○達成 ×未達成)

資料：平成 19 年度常時監視測定結果(大阪市、平成 20 年)

2.2.2 騒音

「大阪市環境白書 平成 19 年版」(大阪市、平成 20 年)によると、平成 18 年度の大阪市内における騒音に係る苦情件数は、720 件で全公害苦情件数 1,492 件の約 48%を占めていた。苦情件数の内訳は、建設作業音が 310 件(43.1%)と最も多く、次いで工場・事業場騒音が 299 件(41.5%)、交通騒音が 21 件(2.9%)、生活騒音が 26 件(3.6%)であり、その他の騒音が 64 件(8.9%)であった。

平成 18 年度の大阪市内主要幹線道路沿道 45 地点における自動車騒音の測定結果は、昼間は 57~74 デシベル、夜間は 49~70 デシベルの範囲であり、昼間は 10 地点、夜間は 19 地点で環境基準値を上回った。

2.2.3 振動

「大阪市環境白書 平成 19 年版」(大阪市、平成 20 年)によると、平成 18 年度の大阪市内における振動に係る苦情件数は、98 件で全公害苦情件数 1,492 件の約 7%を占めていた。苦情件数の内訳は、建設作業振動が 54 件(55.1%)と最も多く、次いで交通振動が 19 件(19.4%)、工場・事業場振動が 15 件(15.3%)、生活振動 0 件(0.0%)であり、その他の振動が 10 件(10.2%)であった。

また、平成 18 年度の大阪市内主要幹線道路沿道 45 地点における道路交通振動の測定結果は、昼間は 32~53 デシベルの範囲(平均値は 44 デシベル)、夜間は 30~48 デシベルの範囲(平均値は 38 デシベル)であり、昼間及び夜間ともに振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を下回っていた。

2.2.4 地盤沈下

「大阪市環境白書 平成 19 年版」(大阪市、平成 20 年)によると、平成 17 年度に大阪市内において地盤沈下水準測量が実施された水準点 213 地点における 2 年間の変動量は、+1~0cm が 6 地点(3%)、0~-1cm が 137 地点(65%)、-1~-2 以上が 63 地点(30%)、-2 以上が 7 地点(3%)であった。

2.2.5 悪臭

「大阪市環境白書 平成 19 年版」(大阪市、平成 20 年)によると、平成 18 年度の大阪市内における悪臭に係る苦情件数は、268 件で全公害苦情件数 1,543 件の 17.4%を占めていた。苦情件数の内訳は、その他が 73 件と最も多く、次いで不明が 64 件、生産工場が 53 件、卸売・小売・飲食店が 36 件、家庭生活が 32 件、建築土木工事が 9 件、運輸・通信業が 1 件であった。

2.2.6 日照障害

日照障害については、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」に基づき、日影規制が行われており、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域(容積率 200%、300%の区域)、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域(容積率 200%の区域)及び準工業地域(容積率 200%の区域)が規制対象区域となっている(図 2.1.3 事業計画地周辺の用途地域指

定状況 参照)。

2.2.7 電波障害

近畿受信環境クリーン協議会によると、平成 18 年度の大阪府下における電波障害の苦情件数は 4,936 件であった。

2.2.8 廃棄物

(1) 一般廃棄物

「大阪市環境白書 平成 19 年版」(大阪市、平成 20 年)によると、平成 18 年度の大阪市内における一般廃棄物の排出量は、159.9 万トンである。その処分状況は、家庭系ごみ(普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、臨時ごみ)が 61.6 万トン、事業系ごみ(事業ごみ、持ち込みごみ)が 96 万トン、環境系ごみ(道路清掃、不法投棄、河川清掃)が 2.3 万トンである。これらのごみのうち、155.3 万トンが焼却処理、3.7 万トンが資源化、0.9 万トンが金属回収によって、それぞれ処理、処分されている。また、焼却処理によって生じる 31.6 万トンの焼却灰の全量が埋立処分されている。

(2) 産業廃棄物

「大阪市環境白書 平成 19 年版」(大阪市、平成 20 年)によると、平成 17 年度の大阪市内における産業廃棄物の排出量の推計値(平成 12 年度実態調査結果からの推計)は、609 万トン(公共都市施設を含む。)である。そのうち中間処理量が 597 万トン、直接再生利用量が 9 万トン、直接最終処分量が 3 万トンであると推計されている。また、中間処理により 244 万トンの残さが生じ、最終処分量が 28 万トン、再利用量が 229 万トンであると推計されている。

2.2.9 景観

事業計画地周辺は、近鉄大阪阿部野橋駅や JR 天王寺駅等を併せて鉄道路線のターミナルとなっており、商業施設が集積している。また、北西側には天王寺公園、市立美術館、天王寺動物園など、緑あふれる公園ゾーンとなっており、大阪市民のいこいの場である。

大阪市では「大阪市景観計画」(大阪市、平成 18 年)を市域全域を対象に策定している。本計画の「景観形成施策の方向」に定められた観点を踏まえた取り組みを示す「大阪市景観形成推進計画」(大阪市、平成 19 年)において、事業計画地のある阿倍野地区は、景観形成上の骨格となり都市イメージを代表する「都市魅力景観形成地域」の中で、拠点として景観形成を図る地域として位置づけられている。

2.2.10 地球環境

(1) 地球温暖化

「大阪府環境白書 平成 19 年版」(大阪府、平成 19 年)によると、大阪府では府下 6 地点において温室効果ガス等の環境濃度を把握し、発生源や挙動について検討するため、温室効果の高い有機塩素化合物等 17 物質を対象に大気環境モニタリングを実施している。

平成 18 年度の大阪市内における調査結果では、四塩化炭素及びトリクロロエタン等の年平均値が平成 16、17 年度と比較し、減少傾向にあるが、その他の項目について大きな変化は見られなかった。

(2) オゾン層の破壊

「大阪府環境白書 平成 19 年版」(大阪府、平成 19 年)によると、大阪府が実施した平成 18 年度の温室効果ガス等の大気環境モニタリング調査結果では、オゾン層の破壊物質である四塩化炭素及びトリクロロエタン等の年平均値が平成 16、17 年度と比較し、減少傾向にあるが、その他の項目について大きな変化は見られなかった。

2.3 自然環境の概要

2.3.1 気象

事業計画地の位置する大阪市の気候は表 2.3.1 に示すとおりである。大阪시는瀬戸内海気候に属しており、概ね温和である。大阪管区気象台における観測結果によると、平成 19 年度における大阪市の年平均気温は 17.0℃、年間降水量は 963mm、平均風速は 2.4 m/s、最多風向は北北東、年間日照時間は 2,125 時間となっている。

表 2.3.1 大阪管区気象台における観測結果(平成 19 年度)

平均気温 (℃)	降水量 (mm)	風向・風速		日照時間 (h)
		平均 風速 (m/s)	最多風向	
17.0 (16.5)	963 (1,306.1)	2.4 (2.6)	北北東 (北北東)	2,125 (1,967.1)

注) () 内は平年値(昭和 46 年から平成 12 年までの 30 年間の平均値)である。

資料: 気象統計情報(気象庁ホームページ、平成 20 年)

2.3.2 地 象

(1) 地 形

大阪市が位置する大阪平野は、北を北摂～六甲山地、東を生駒～金剛山地、西を大阪湾、南を和泉山地に囲まれた地域に発達した沖積低地である。また、市のほぼ中央部、大阪城の位置するあたりから南へ、上町台地と呼ばれる幅約 3km の小高い台地が延びている。

「土地分類図 地形分類図 大阪府」(昭和 48、49 年調査)によると、事業計画地周辺は丘陵地(上町台地)であり、ほぼ平坦な地形となっている。

(2) 地 質

「土地分類図 表層地質図 大阪府」(昭和 48、49 年調査)によると、事業計画地周辺の地質は礫、泥、砂からなり、表層は礫である。

2.3.3 水 象

大阪市内における河川管理区は、図 2.3.1 に示すとおりである。

大阪市内を流れる河川のほとんどが淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、毛馬水門から分流して旧淀川である大川、堂島川、安治川が流れている。また、大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合して京橋で大川と合流する寝屋川水系も淀川水系に属している。一方、大阪市の南部には大和川水系がある。



資料：大阪市環境白書 平成 19 年版（大阪市、平成 20 年）

図 2.3.1 大阪市内河川管理図

2.3.4 動物

「大阪府環境白書 平成 19 年版」（大阪府、平成 19 年）によると、大阪府内には、約 6 万 ha（府域の約 3 割）の森林、総延長約 1 千 km の河川や約 1 万 1 千ヶ所のため池等の水辺空間、また、市街地やその周辺においても社寺林等の歴史的な緑や農空間が存在し、野生動物の繁殖地や移動経路となっているとされている。府内の野生鳥獣については、イタチ、タヌキ、モグラ等の獣類や、スズメ、ドバト等の鳥類の生息が確認されている。

2.3.5 植物

大阪は、早くから文化が開け、活発な人間活動の場として利用されてきたため、自然植生的な樹林は、山地の山頂部、急傾斜地、境内地内等にわずかに残っているだけである。事業計画地の北側に位置する天王寺公園には、広大な緑地が存在する。

2.3.6 水生生物

大阪市では、市内の河川において魚類生息状況調査を平成 3 年度から 5 年ごとに 1 回実施している。

大阪市環境局ホームページ (<http://www.city.osaka.jp/kankyojigyo/>)（以下、「大阪市環境局ホームページ」という。）によると、平成 18 年度の「市内河川魚類生息状況調査」において確認された魚類は、18 科 39 種であった。

2.3.7 レクリエーション

事業計画地周辺の公園の状況は図 2.3.2 に示すとおりであり、事業計画地北西側には公園面積 28.2ha の天王寺公園があり、その一部は天王寺動物園として市民に親しまれている。

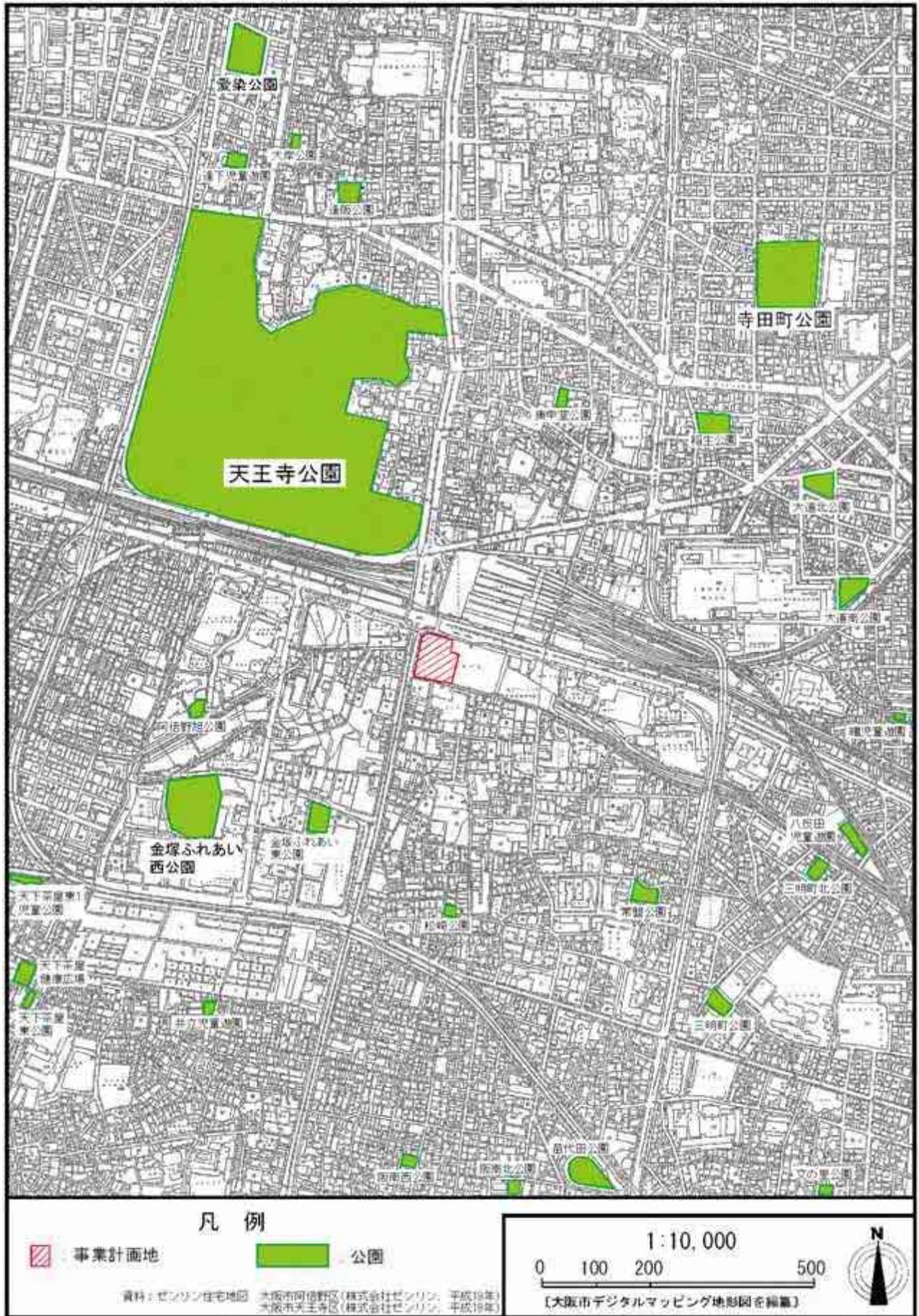


図 2.3.2 レクリエーション施設の位置

2.4 社会的文化的環境の概要

「大阪市文化財地図」（財団法人大阪市文化協会、平成 13 年）及び財団法人大阪市文化協会ホームページ（<http://www.occpa.or.jp/>）によると、事業計画地周辺の文化財の状況は、表 2.4.1 及び図 2.4.1 に示すとおりである。

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しないが、埋蔵文化財包蔵地である「阿倍野筋北遺跡」が存在する。

表 2.4.1 事業計画地周辺における文化財一覧（平成 20 年 6 月確認）

区 分	名 称
大阪府指定史跡	茶臼山古墳および河底地
大阪府指定有形文化財(建造物)	旧黒田藩蔵屋敷長屋門
大阪市指定史跡・名勝	慶沢園
大阪市顕彰碑	慶沢園
	旧黒田藩蔵屋敷長屋門
	広瀬旭荘墓所
	阿倍寺跡推定地
	天彩画塾跡
埋蔵文化財包蔵地	大道一丁目所在遺跡
	河内川掘江推定地
	北河掘町所在遺跡
	天王寺公園遺跡
	阿倍野筋北遺跡
	阿倍寺跡

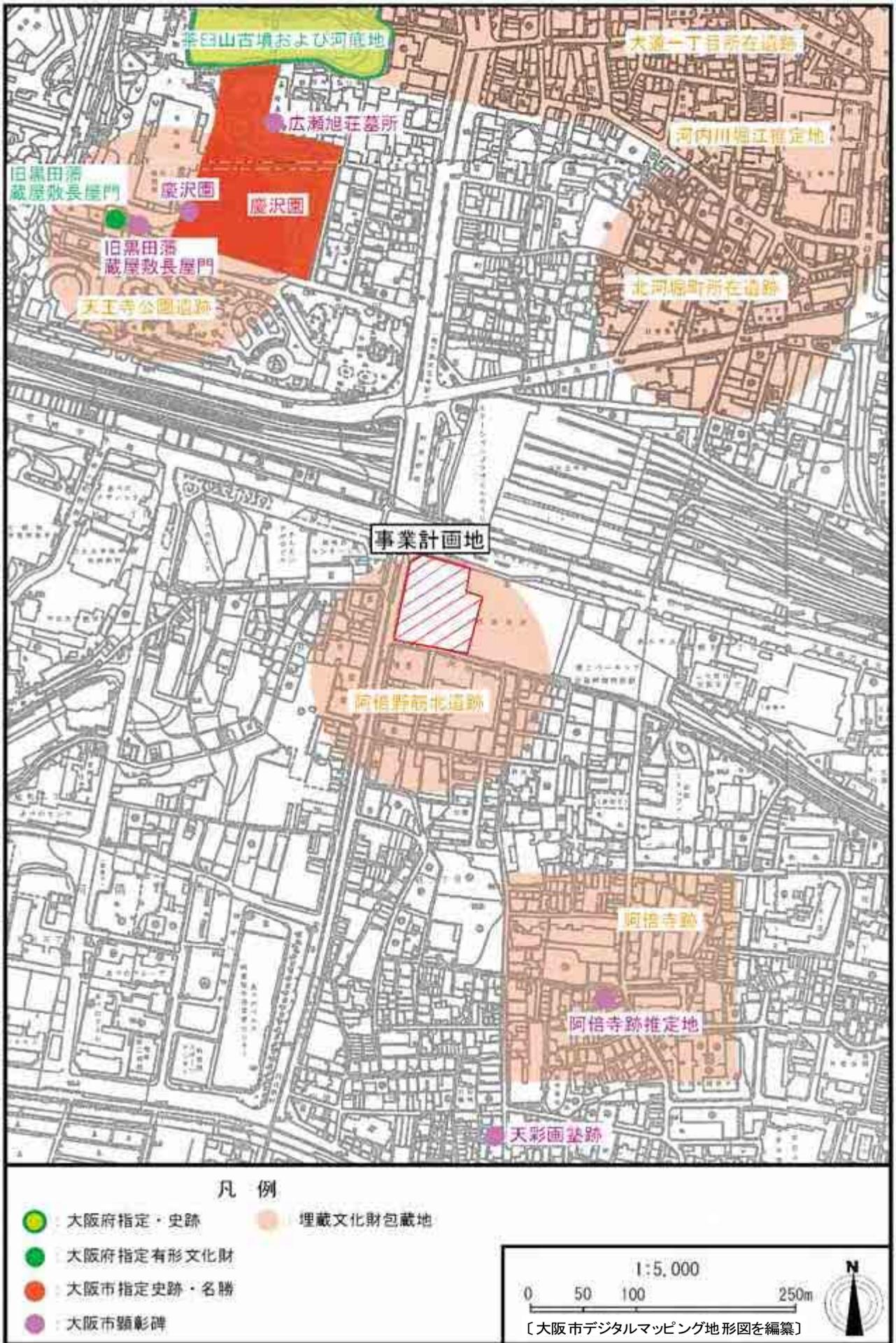


図 2.4.1 事業計画地周辺の文化財地図

2.5 環境基準等

2.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準

環境基準は、「環境基本法」第16条に基づき、人の環境を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

環境基準の概要は、以下に示すとおりである。

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表2.5.1に示すとおりである。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの9項目について定められている。

表 2.5.1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準について（環境庁告示25号、昭和48年5月8日
最終改定 環境庁告示73号、平成8年10月25日）
二酸化窒素に係る環境基準について（環境庁告示38号、昭和53年7月11日
最終改定 環境庁告示74号、平成8年10月25日）
ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（環境庁告示4号、平成9年2月4日
最終改定 環境省告示30号、平成13年4月20日）

項 目	基 準 値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10ppm以下であり、かつ、1時間値が0.20ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.40ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注 1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

3) 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表2.5.2に示すとおりである。また、大阪府においては、表2.5.3に示すとおり、地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が行われている。

表 2.5.2 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準について（環境庁告示 64 号、平成 10 年 9 月 30 日
最終改定 環境庁告示 20 号、平成 12 年 3 月 28 日）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注 1) 時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間が午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2) AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域等特に静穏を要する地域とすること。
- 3) A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
- 4) B をあてはめる地域は、主として住居のように供される地域とすること。
- 5) C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の種類	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定に幅員を有する帯状の車線の部分をいう。

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を伴う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときには、屋内へ透過する騒音にかかわる基準（昼間にあたっては 45 デシベル以下、夜間にあたっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものである。

- ① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあたっては、4 車線以上の区間に限る。）
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
- 2) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路 20 メートル

表 2.5.3 地域の類型ごとにあてはめる地域の指定

騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定
(大阪府公告第 29 号、平成 11 年 3 月 19 日)

地域の類型	該当地域
AA	貝塚市橋本 大阪市立貝塚養護学校の敷地 富田林市大字甘南備大阪府立金剛コロニーの敷地
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

2.5.2 環境保全関係法令

(1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪市環境基本条例」を平成 7 年 3 月に策定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」が平成 6 年 3 月に策定され、その理念に則り、公害の防止に関する規制の設置等を定めた。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成 6 年 3 月に策定されている。

(2) 大気汚染に係る規制

① 工場等に関する規制

工場及び事業場（以下、「工場等」という。）の事業活動に伴って発生する大気汚染物質（ばい煙、粉じん）については「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等で規制基準等が定められている。

窒素酸化物は大気汚染防止法による排出基準で規制されており、一定規模以上の工場等については排出総量でも規制されている。

「大気汚染防止法」では工場等が集中していることにより、排出基準のみによっては環境基準の確保が困難と認められる地域について、知事が総量削減計画を定め総量規制を行うこととされており、大阪府域は、大阪市、堺市等の 17 市 1 町の区域（58 号区域）、岸和田市、池田市等 14 市 7 町の区域（59 号区域）及び能勢町等の 4 町 1 村の区域（100 号区域）の 3 つの区域に区分され、硫黄酸化物については 58 号及び 59 号区域、窒素化合物については 58 号区域において、総量削減計画が定められ、総量規制が実施されている。

また、「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」（昭和 60 年 4 月施行、平成 4 年 10 月改正）に基づき、より厳しい指導基準が適用されるとともに、コージェネレーションシステム

等の固定型内燃機関に関しては、「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」（平成元年施行、平成9年改正）に基づいて排出抑制が指導されている。

② 自動車排出ガスに関する規制等

自動車排出ガス対策としては、自動車単体の排出ガスに係る許容限度が大気汚染防止法等により定められており、逐次、それらの規制強化が図られている。また、自動車交通が集中する大都市圏では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下、「自動車NO_x・PM法」という。）に基づく車種規制が適用されている。また、大阪市では、「大阪市自動車交通環境計画」（平成19年2月）に基づき、エコカーの導入や公共交通機関等の利用促進等が推進されている。

ア 大気汚染防止法に基づく排出ガス規制

大気汚染防止法では、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物及び粒子状物質の5物質が「自動車排出ガス」と定められており、昭和49年よりガソリンの無鉛化により解決に向かった鉛化合物を除く4物質については、中央環境審議会において規制の目標値が順次示され、新車に対する規制が強化されている。

イ 自動車NO_x・PM法に基づく取り組み

自動車NO_x・PM法に基づき、特定地域（首都圏・中部圏・阪神圏）においては、自動車排出ガスに関しての特別の排出基準（特定自動車排出基準）が定められ、この基準に適合しない自動車には自動車検査証を交付しない車種規制等が実施されている。

ウ 大阪市自動車交通環境計画に基づく取り組み

大阪市自動車交通環境計画において、大阪市は市民、事業者に対して、「エコカーの導入」、「公共交通機関等の利用促進」、「環境にやさしい自動車利用の推進（グリーン配送等）」を促すことなどにより、平成22年度までに、市全域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成することを目標としている。

エ 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、駐車時のアイドリング規制が平成10年7月1日より施行されている他、自動車NO_x・PM法の排出基準を満たさない車両の府域対策地域内への発着を禁止する流入規制が平成21年1月1日より実施されている。

(3) 騒音に係る規制

① 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音に係る規制については、「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき特定施設・届出施設を有する工場・事業場から発生する騒音を対象として、区域ごとに規制基準が、表 2.5.4 に示すとおり定められている。

表 2.5.4 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号、昭和 43 年 11 月 27 日 最終改定 環境庁告示 15 号、平成 12 年 3 月 28 日）
 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（大阪府規則第 81 号、平成 6 年 10 月 26 日 最終改定 大阪府規則第 85 号、平成 17 年 3 月 31 日）
 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域（大阪市告示第 246 号、昭和 61 年 4 月 1 日）
 騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準（大阪市告示第 247 号、昭和 61 年 4 月 1 日）
 （単位：デシベル）

		朝	昼間	夕	夜間
		(午前 6 時～ 午前 8 時)	(午前 6 時～ 午後 6 時)	(午後 6 時～ 午後 9 時)	(午後 9 時～ 翌日午前 6 時)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲 50m の区域及び第二種区域の境界線から 15m 以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

- 注 1) 「デシベル」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2) 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 3) 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれの次の各号に掲げる地域をいう。
- (1) 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
 - (2) 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (3) 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (4) 第四種区域：工業地域及び工業専用地域の一部
 （工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づき府知事が告示した地域。）
- 4) 「既設の学校・保育所等」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺 50m の区域内に昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- 5) この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

② 建設作業騒音

建設作業騒音に係る規制については、「騒音規制法」により、くい打ち機、バックホウ等を使用する作業等 8 種類の作業を特定作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における音量、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める 8 種類の作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等 3 種類の作業を特定建設作業と定め、法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表 2.5.5 に示すとおりである。

表 2.5.5 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準
 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（厚生省・農林省・通商産業省・運輸省
 告示 1 号、昭和 43 年 11 月 27 日 最終改定 環境庁告示 15 号、平成 12 年 3 月 28 日）
 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（大阪府規則第 81 号、平成 6 年 10 月 26 日
 最終改定 大阪府規則第 85 号、平成 17 年 3 月 31 日）
 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域（大阪市告示第 246 号、昭和 61 年 4 月 1 日）
 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定に基づく区域
 （大阪市告示第 248 号、昭和 61 年 4 月 1 日）

特定建設作業の種類	敷地境界線における騒音の大きさ	作業時刻		1 日当たりの作業時間		作業時間	作業日
		第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
1. くい打ち機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く。)	85	19	22	10	14	連続 6 日 を 超 え な い こ と	日 曜 日 ・ そ の 他 の 休 日 で な い こ と
2. びょう打機を使用する作業	デ	時	時	時	時		
3. さく岩機を使用する作業	シ	く	く	間	間		
4. 空気圧縮機を使用する作業	ベル	7	6	を	を		
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業	を	時	時	超	超		
6. バックホウを使用する作業	超	の	に	え	え		
7. トラクターショベルを使用する作業	え	時	時	な	な		
8. ブルドーザーを使用する作業	る	間	間	い	い		
9. 6, 7, 8 の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業	も	内	内	こ	こ		
10. コンクリートカッターを使用する作業	の	で	で	と	と		
11. 鋼球を使用する破壊作業	で	な	な				

注) 第 1 号区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内の地域。

第 2 号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、第 1 号区域に該当する地域以外の地域。

(工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づき府知事が告示した地域。)

③ 道路交通騒音

ア 発生源の規制

自動車本体から発生する騒音の許容限度については、「騒音規制法」に基づき定められており、順次規制の強化が行われている。

さらに、平成7年の中央環境審議会答申で示された「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）」を受けて、以降4度にわたる告示により、答申で示された全車種について規制強化が図られた。

イ 都道府県知事等による要請及び意見

自動車の走行に伴う騒音については、「騒音規制法」に基づき、限度が定められている。自動車騒音の大きさが一定の限度を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めらるるとき、都道府県知事（市町村長）が都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとしている。また、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他道路交通騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

限度の内容は、表 2.5.6 に示すとおりである。その区域については大阪市告示第 277 号で定められている。

表 2.5.6 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
 (総理府令第15号、平成12年3月2日 最終改定 総理府令第150号、平成12年12月15日)
 (等価騒音レベル)

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面した区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基準値	
昼間(午前6時～午後10時まで)	夜間(午後10時～翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

- 注 1) 車線 一縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑の走行するために必要な幅員を有する带状の車道の部分を言う。
- 2) 幹線交通を担う道路 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあたっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令49号)第7条第1項に規定する自動車専用道路部分をいう。
- 3) デシベル 計量法(平成4年法律第51号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4) a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として大阪市長が定めた区域をいう。
 a区域：専ら住居の用に供される区域
 b区域：主として住居の用に供される区域
 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域(大阪市告示第277号、平成12年3月24日)

用途地域	区域の区分と要請限界	
	1車線	2車線
第1種中高層住居専用地域	a区域	a区域
第2種中高層住居専用地域	65/55	70/65 (75/70)
第1種住居地域	b区域	b区域
第2種住居地域	65/55	75/70
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		c区域
準工業地域		75/70
工業地域		
工業専用地域		指定しない

注) ()内の数値は幹線交通を担う道路に近隣する区域に係る限度。

(4) 振動に係る規制

① 建設作業振動

建設作業振動に係る規制については、「振動規制法」により、くい打ち機等を使用する作業等、4種類の作業を特定建設作業と定めて規制の対象とし、敷地境界線における振動の大きさ、時間制限等を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める4種類の作業の他ブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械を使用する作業等、合計5種類の作業を同じく特定建設作業と定め、法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表 2.5.7 に示すとおりである。

表 2.5.7 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例
による特定建設作業の規制基準

振動規制法施行規則(総理府令第58号、昭和51年11月10日 最終改定 環境省令第11号、平成19年4月20日)
大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(大阪府規則第81号、平成6年10月26日 最終改定 大阪府規則第85号、平成17年3月31日)
振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域(大阪市告示第250号、昭和61年4月1日)
振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域(大阪市告示第252号、昭和61年4月1日)

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業時間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打ち機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く。)	75デシベルを超えるものでないこと	19時	22時	10時間	14時間	連続6日を越えないこと	日曜日・その他の休日でないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業		7時	6時	を越えないこと	を越えないこと		
3. 舗装版破壊機を使用する作業		の時間内でないこと	の時間内でないこと				
4. ブレーカー(手持式を除く。)を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							

注) 第1号区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。
(工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。)

② 道路交通振動

自動車の走行に伴う振動については、「振動規制法」に基づき限度が定められている。道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、都道府県知事（市長村長）が道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとしている。

総理府令で定める限度は、表 2.5.8 に示すとおりである。

表 2.5.8 振動規制法による道路交通振動の限度

振動規制法施行規則（総理府令第 58 号、昭和 51 年 11 月 10 日）
振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間（大阪市告示第 253 号、昭和 1 年 4 月 1 日）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1) 第一種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、

第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

2) 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(5) 地下水採取に係る規制

法律及び条例による地下水の採取規制は、井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口断面が 6cm² を超える動力付きのものを対象に、「工業用水法」では工業用、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」では冷暖房設備等の建築物用、また「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では水道事業用（給水人口 5,000 人以上のもの）の地下水の採取について、吐出口の断面積及びストレーナーの位置を規制している。

(6) 日照障害に係る規制

大阪市域における中高層建築物の日影による高さ制限については、「建築基準法」及び「大阪市建築基準法施行条例」に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとされている。

(7) 景観に係る規制等

「景観法」では、景観計画区域内において建築物の新築、増築等を行う場合は、景観行政団体の長（大阪市長）に行為の種類、場所等を届け出なければならないとされている。

大阪市においては、平成 18 年 2 月に「大阪市景観計画」が策定され、大阪市域全域において大規模建築物等の新築、増築等が「景観法」に基づく届出対象となっている。

また、大阪市では、「大阪市景観計画」で定めている景観形成の基本目標・基本方針の実現を図る上での取り組み方向や必要な施策を示し、効果的な景観施策の展開を図ることを目的として「大阪市景観形成推進計画」を策定している。